

改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）

<目次>

1. 全体

- (1-1) 改訂金融検査マニュアルにおいて、ミニマム・スタンダードという用語を使わないこととした理由は何ですか。また、ベスト・プラクティスとして期待される項目が旧マニュアルに比べ少なくなっていますが、その理由は何ですか。
- (1-2) 各検証ポイントにおいて記載されている「検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合」とは、どのような場合ですか。また、「態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する」とは、どのような趣旨ですか。
- (1-3) 改訂金融検査マニュアルで求められる内部管理態勢は、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」で求められる財務報告に係る内部統制と同一と理解してよいのでしょうか。
- (1-4) 取締役会（等）の役割とされているものについては、取締役会（等）が自ら全ての事項を実際に行わなければならないのですか。
- (1-5) 取締役会等には、常務会、経営会議等が含まれるのですか。例えば、経営会議が「決議」機関ではなく、「協議」機関となっており、経営会議協議後に代表取締役による合議決裁を経るプロセスとなっている場合はどうでしょうか。
- (1-6) 管理者のレベルで考えるべき点と、部門のレベルで考えるべき点との切り分けはどのようになっているのですか。

(1-7) 各管理態勢における【…プロセスの見直し】では、「定期的に又は必要に応じて随時」と記載されており、「定期的」とは各事案に応じて検討されるものと考えますが、事案によっては2～3年の周期で見直しを行うことも認められるという理解でよいでしょうか。

(1-8) 取締役でない「執行役員」は、担当取締役を含むと考えてよいでしょうか。

2. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－

(2-1) 経営管理（ガバナンス）態勢のチェックリストで検証すべきことは何ですか。

(2-2) 「経営管理（ガバナンス）態勢」と各管理態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の関係はどのようになっていますか。

(2-3) 「内部管理基本方針」の検証が新設されましたが、これは何ですか。

(2-4) I. 3. ④【新規商品等審査に関する取扱い】について、新規商品等はどのように決めるのですか。また、審査の主体・内容や方法についてはどのように考えればよいですか。

(2-5) 「モニタリング」とは何ですか。

(2-6) 「原資料」とは何ですか。

(2-7) 「監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか」とありますが、選任しなければならないのでしょうか。また、兼担者では適切ではないことになるのでしょうか。

3. 法令等遵守態勢

(3-1) 「金融機関の様々な部署に散在する法令等遵守に関する情報」とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか。

- (3-2) 「コンプライアンス統括部門が他の業務との兼務をする場合」とは、どのような場合のことをいうのでしょうか。例えば、コンプライアンス統括部門が内部監査部門の役割も有している場合、どのように判断すればよいですか。
- (3-3) 「コンプライアンス担当者」と「コンプライアンス・オフィサー」とはどのような違いがあるのでしょうか。
- (3-4) 「コンプライアンス・マニュアルの重要な見直し」とありますが、具体的にどのような場合が重要な見直しに該当するのでしょうか。
- (3-5) 「本人確認に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、本人確認に関する独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。
- (3-6) 「疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、疑わしい取引に対応するための独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。
- (3-7) 「反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う部署の設置」とありますが、反社会的勢力に対応するための独立の部署を設ける必要がありますか。
- (3-8) なぜ、リーガル・チェック等態勢をチェックすることとしているのですか。

4. 顧客保護等管理態勢

- (4-1) なぜ、苦情処理ではなく、顧客サポート等という概念を新設したのでしょうか。
- (4-2) 旧マニュアルにあった顧客管理は、改訂金融検査マニュアルではどのように整理されたのでしょうか。
- (4-3) 外部委託とオペレーショナル・リスクとの関係はどのようになっているのでしょうか。
- (4-4) 顧客保護については、他のリスク管理などとコンセプトが異なり、部門の設置を求めています。なぜこのようになっているのでしょうか。
また、具体的にどのような態勢を念頭においているのですか。

5. 統合的リスク管理態勢

- (5-1) 統合的リスク管理、「統合リスク管理」、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは何ですか。
- (5-2) 複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないのは、なぜですか。
- (5-3) 金融機関が採用しているリスク評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な統合的リスク管理態勢とはどういうことですか。
- (5-4) 統合的リスク管理に関して記載すべき項目を全て包含する独立した「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を策定する必要はなく、複数の方針等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいですか。
- (5-5) 内部監査実施要領に記載すべき項目として例示している項目（Ⅰ. 2. ⑦）と、統合リスク計測手法を用いている場合における内部監査の監査範囲として列挙している項目（Ⅲ. 1. (5)②）との関係はどのようなようになっているのですか。
- (5-6) 「リスク評価手法」と「リスク計測手法」とはどのような違いがあるのでしょうか。
- (5-7) 「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」の位置づけはどのようなようになっているのですか。
- (5-8) 「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」における「より大規模かつ複雑なリスク」とは何ですか。

6. 自己資本管理態勢

- (6-1) 「自己資本充実度の評価」とは何ですか。
- (6-2) 「統合的リスク管理部門が自己資本充実度評価の役割を担っている場合は、

自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と統合的リスク管理態勢の検証項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として検証する」とありますが、統合的リスク管理態勢の検証項目で、（自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と）一体として検証する範囲とは、具体的にどの部分を指しているのですか。

(6-3) 「資本計画等」とは何ですか。

(6-4) 「自己資本管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか」とは、何に対するどのような牽制機能ですか。

7. 信用リスク管理態勢

(7-1) 改訂金融検査マニュアルでは、「クレジット・ポリシー」に関する記述がありませんが、旧マニュアルにおける「クレジット・ポリシー」の概念は、改訂金融検査マニュアルにおいて、どこに組み込まれていると考えればよいのですか。

(7-2) 信用リスク管理に関するシステムとしては、「与信に係る勘定系システム」、「信用格付の実施・管理システム」、「信用リスク量の算出・分析システム」、「信用リスク・アセットの算出システム」等が存在しますが、改訂金融検査マニュアルにおける「信用リスク管理システム」とは具体的にどのようなシステムを指すのですか。

(7-3) 信用リスク管理部門と①審査部門、②与信管理部門、③問題債権の管理部門との関係はどのようになっているのですか。また、旧マニュアルにあった「与信監査部門」という表記が、なぜ、改訂金融検査マニュアルにはないのですか。

(7-4) シンジケート・ローンの記載を追加した趣旨及び検証に際しての留意点は何ですか。

(7-5) 「大口与信先」の定義はありますか。例えば、オフサイト・モニタリングにおける定義と同一のものとすることも差し支えないですか。

8. 資産査定管理態勢

- (8-1) プロジェクト・ファイナンスの査定における「見做し債務者区分」の定義はどのようなものですか。また、「見做し債務者区分」を付す理由は何ですか。
- (8-2) プロジェクト・ファイナンス債権の回収の危険性の度合いの検証に用いるLTV、DSCRとは何ですか。
- (8-3) 一般担保における動産債権担保の取扱いを明記した目的は何ですか。
- (8-4) 「対抗要件が適切に具備されている」とは具体的にどのようなことを想定しているのですか。
- (8-5) 「客観性・合理性のある評価方法」とは具体的にどのような評価が該当するのですか。外部専門機関による評価のことを意味するのですか。
- (8-6) 「当該動産につき適切な換価手段が確保されていること」とは具体的にどのようなことを想定しているのですか。
- (8-7) 一般担保として不適格なものとしてどのようなものがありますか。
- (8-8) 「担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などとの整合性」など多面的な視点から検証を行うとありますが、償却・引当などとの整合性とは具体的にどのようなことを意味しているのですか。
- (8-9) 土壌汚染、アスベストの評価については、具体的な評価基準や評価手法は確立されておらず、また影響度についても売買事例などの実例が乏しい中で、本記載を追加した理由は何ですか。
- (8-10) 「賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する」と改訂したのはどのような理由からですか。
- (8-11) 「裁判所による最低売却価額」を「競売における買受可能価額」と改訂を行った理由は何ですか。
- (8-12) 依頼方法等に留意する理由は何ですか。

- (8-13) 担保処分可能見込額の掛け目に関する記載振りが改訂されましたが、その趣旨は何ですか。
- (8-14) 保証が当該金融機関の子会社による場合において、「その支援等を控除した場合等の状況」とは具体的にはどのようなことですか。また、一般保証と判断する上で、それをどのように踏まえるのですか。
- (8-15) 金融機関が引き受け、自己で保証を付している私募債（以下「金融機関保証付私募債」という。）について、検証項目を追加した背景及び理由は何ですか。
- (8-16) 金融機関保証付私募債のみに限定するのではなく、与信目的で保有する時価がない債券で信用リスクがあると判断される場合についても、同様に引当等の処理をして差し支えありませんか。
- (8-17) 金融機関保証付私募債に関して、既に保証（支払承諾見返）部分を発行会社の信用リスクに応じて分類し、それに応じた引当または直接償却を行っていても、別途、当該私募債について分類、引当あるいは直接償却を行う必要があるのですか。
- (8-18) 金融機関保証付私募債に係る償却・引当について、貸付債権と一体の方法で償却・引当を行うことを求めています。一体とはどのようなことですか。また、貸付債権と債券で区分する方法により適切に償却・引当を行うことを金融機関が合理的に説明できる場合等においては、これ以外の合理的な方法によることは認められるのですか。
- (8-19) 「貸出条件緩和債権関係 Q & A」を参照する旨を追加した理由は何ですか。
- (8-20) 動産や不動産に対する検証項目を変更（減損会計に係るものを追加）した理由は何ですか。また、当該減損は期中に行われるともありますが、どのように検証するのですか。
- (8-21) 別表 2 の償却・引当基準の適切性の検証欄に「商品の特性格」を追加したのはなぜですか。
- (8-22) デット・デット・スワップの債権に対する貸倒引当金の算定方法について、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合

の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月日本公認会計士協会)を参照する旨、備考欄に追加した趣旨は何ですか。

9. 市場リスク管理態勢

- (9-1) 市場リスク管理の対象に関する変更点とは、どのようなものですか。
- (9-2) 市場リスクの定義が変更されていますが、なぜですか。
- (9-3) GD、CD、EUの3類型を廃止していますが、その影響を受ける項目はありますか。
- (9-4) 市場リスク計測手法に関する主な変更点はどのようになっていますか。
- (9-5) 限度枠管理には、具体的にどのような手法がありますか。
- (9-6) プライシング・モデル等の妥当性については、市場リスク管理部門が確保しなければならないのですか。
- (9-7) 「期中損益(評価損益を含む。)の出方に異常がないかどうか」とありますが、その趣旨は何ですか。
- (9-8) 改訂金融検査マニュアルでいう「ファンド」とは、どのような範囲を想定しているのですか。
- (9-9) 「監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理」とありますが、何をもちいてリスク管理ができるとみなすことができますか。定期的にはリスク量を把握し、十分なリスク資本と対比することでリスク管理可能と考えられますか。
- (9-10) 「取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか」とは具体的にどのようなことですか。
- (9-11) 「市場リスク計測手法の算出結果(例えば、VaR(バリュー・アット・リスク))を業績評価のために活用しているか」とありますが、その趣旨は何で

すか。

(9-12) 「市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者」とは、どのようなものですか。

(9-13) 「モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況」については、外部監査等に対応済の場合、不要とすることができますか。

10. 流動性リスク管理態勢

(10-1) 流動性リスク管理態勢における主な改訂点はどのようなものとなっていますか。

(10-2) 「流動性戦略」とは何ですか。

11. オペレーショナル・リスク管理態勢

(11-1) 改訂金融検査マニュアルにおけるオペレーショナル・リスクの定義とは何ですか。また、改正前の金融検査評定制度におけるオペレーショナル・リスクと違いはあるのでしょうか。

(11-2) オペレーショナル・リスクの総合的な管理とはどのようなことですか。

(11-3) オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢を検証する上でどのような点に留意する必要があるのですか。また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をする上で、必ず定量（計量）化しなければならないのでしょうか。

(11-4) オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢において、基礎的手法採用行、粗利益配分手法採用行に求められるレベルの違いはありますか。

(11-5) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門とはどのようなものですか。また、必ず独立した部門を設置しなければならないのでしょうか。

- (11-6) オペレーショナル・リスクの定量（計量）化において、基礎的手法や粗利益配分手法を使用している場合であっても、掛目の合理性を検証しなければならないのでしょうか。
- (11-7) 事務リスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。
- (11-8) システムリスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。
- (11-9) その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門とはどのようなものがありますか。
- (11-10) 風評リスクについては、バーゼルⅡ第1の柱のオペレーショナル・リスクの定義に含まれていませんが、当該リスクまでオペレーショナル・リスク管理態勢のチェックリストの検証範囲となるのでしょうか。

改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）

<本 文>

1. 全体

（1-1）改訂金融検査マニュアルにおいて、ミニмум・スタンダードという用語を使わないこととした理由は何ですか。また、ベスト・プラクティスとして期待される項目が旧マニュアルに比べ少なくなっていますが、その理由は何ですか。

（答）

1. 旧マニュアルにおいては、「チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない」とする一方で、「しているか」「なっているか」の語尾になっているチェック項目については、全ての金融機関に対してミニмум・スタンダードとして求められる項目としていたことから、これらが一律の規制であるとの誤解を招きかねない面がありました。
2. 今回の改訂金融検査マニュアルにおいては、こうした誤解を招くことを避ける観点から、ミニмум・スタンダードという用語を使うことを避け、単に、「金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目」として整理したところです。
3. また、マニュアルの留意事項として、「各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される」としているところであり、ベスト・プラクティスとして金融機関のあるべき姿をマニュアルにおいて示すのは、かえって金融機関の創意・工夫を阻害するおそれもあることから、今回の改訂に際しては、極力ベスト・プラクティスとして記載する項目を削減したところです。

(1-2) 各検証ポイントにおいて記載されている「検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合」とは、どのような場合ですか。また、「態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する」とは、どのような趣旨ですか。

(答)

1. 「弱点・問題点を経営陣が認識していない場合」には様々な場合があるのではないかと考えています。例えば、内部監査部門が有効に機能していない結果、経営陣が問題点を把握できていないというケースもありえますし、各管理者レベルでは問題点の洗い出しをしているにもかかわらず、経営陣が報告を受けていないことから、検査によって初めて経営陣が問題の所在を把握するということもあると考えられます。
2. このように、経営陣が弱点・問題点を認識していない要因は態勢面における何らかの問題点に起因している可能性が高いと思われることから、改訂金融検査マニュアルの検証ポイントにおいて「態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する」ということを記載したところです。

(1-3) 改訂金融検査マニュアルで求められる内部管理態勢は、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」で求められる財務報告に係る内部統制と同一と理解してよいでしょうか。

(答)

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」については、あくまで金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する基準であり、金融機関の業務の健全性と適切性を目的とした金融検査マニュアルにおける内部管理とは一部重なる部分があるものの、必ずしも同一となるわけではありません。

(1-4) 取締役会（等）の役割とされているものについては、取締役会（等）が自ら全ての事項を実際に行わなければならないのですか。

(答)

取締役会（等）自身が、必要な全ての具体的行動を行うことを意味するものではありません。例えば、「組織体制の整備プロセスの有効性の検証」については、取締役会（等）が、他の者に委任又は指示し、情報を収集・分析させたものを検証し、組織体制の整備プロセスの有効性を判断するという形態などが想定されます。いずれにしても、取締役会（等）が自ら実質的な判断・意思決定を行う態勢が確保されていることが重要です。

(1-5) 取締役会等には、常務会、経営会議等が含まれるのですか。例えば、経営会議が「決議」機関ではなく、「協議」機関となっており、経営会議協議後に代表取締役による合議決裁を経るプロセスとなっている場合はどうでしょうか。

(答)

1. 「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項（以下「留意事項」という。）(6)」において、「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含むとされています。しかしながら、経営の意思決定については様々な形態がありますので、形式的に名称が「常務会」「経営会議」等となっていたとしても、十分とはいえない可能性もあります。同様に、決議機関か協議機関かだけで判断することはなく、個々の金融機関における意思決定プロセスの実態を十分踏まえ、事実上の意思決定機関といえる状況にあるかどうか検証します。
2. 例えば、代表取締役が経営会議による議論をまったく尊重せず、独断で決定しているような実態があれば、経営会議は事実上経営に関する事項を決定することができないのであり、「取締役会等」に該当しない場合もあると考えます。
3. なお、留意事項(6)②においては、「なお、取締役会等の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある」とされています。

(1-6) 管理者のレベルで考えるべき点と、部門のレベルで考えるべき点との切り分けはどのようになっているのですか。

(答)

1. 管理者は、部門のトップとして部門の態勢を具体的に整備する役割を担う者として一般に整理しています。
2. 部門は、管理者の指示により、実際の管理活動を行うものとして一般に整理しています。

(1-7) 各管理態勢における【…プロセスの見直し】では、「定期的に又は必要に応じて随時」と記載されており、「定期的」とは各事案に応じて検討されるものと考えますが、事案によっては2～3年の周期で見直しを行うことも認められるという理解でよいでしょうか。

(答)

「定期的」については特段年限を定めておりませんが、見直しのプロセスが有効に機能しているかという観点から判断することとなります。

(1-8) 取締役でない「執行役員」は、担当取締役を含むと考えてよいでしょうか。

(答)

1. 「執行役員」は、「執行役」(委員会設置会社の業務執行をおこなう機関(会社法第418条))と異なり、業務執行に関しては相当の裁量権限を有するものの、法的には会社の機関ではなく、一種の重要な使用人(会社法第362条第4項第3号)に該当します。

2. 改訂金融検査マニュアルにおいては、執行役員が担当取締役の役割と責任を負っているような場合には、次のように考えることとしています。

「担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員(非取締役)が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。」(【留意事項】(4)③に記載)

2. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－

（2-1）経営管理（ガバナンス）態勢のチェックリストで検証すべきことは何ですか。

（答）

経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストでは、金融機関の経営管理の基本的要素が機能しているかを検証します。

具体的には、以下の基本的要素を、それぞれ検証することとしています。

- ① 代表取締役・取締役・取締役会の役割・責任が果たされているか。
- ② 内部監査態勢が機能しているか。
- ③ 監査役による監査態勢が機能しているか。
- ④ 外部監査態勢が機能しているか。

（2-2）「経営管理（ガバナンス）態勢」と各管理態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の関係はどのようになっていますか。

（答）

1. 「経営管理（ガバナンス）態勢」は、金融機関の経営管理の基本的要素となる部分を検証するものです。

一方、各態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」は、金融機関が整備・確立すべき各態勢に関し、経営陣がどのようなガバナンスを発揮して具体的に態勢の整備・確立を行っているかを検証するものです。

2. 例えば、ある管理態勢について、取締役の認識が不十分であり、取締役会において適切な管理方針が定められていないのではないかという点については、各態勢の「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」で検証する一方、そもそも取締役会が形骸化しており、その役割を果たしていないのではないかという点については、「経営管理（ガバナンス）態勢」で検証するものです。

3. また、例えば、取締役会が内部監査部門に対し十分な権限を与えていなかったことから、内部監査がその機能を発揮していないような場合には、「経営管理（ガバナンス）態勢」の【内部監査部門の態勢整備】の問題として検証することになり、一方、例えば、内部監査実施要領の記載が十分でなく、監査すべき項目が脱落していたために監査漏れが生じたような場合には、漏れが生じている態勢の「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の問題として検証することになります。

【経営管理 I. 1. ③】

(2-3) 「内部管理基本方針」の検証が新設されましたが、これは何ですか。

(答)

1. 改訂金融検査マニュアルにおいて「内部管理基本方針」とは、「当該金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針」としております（経営管理 I. 1. ③）。また、「内部統制基本方針」「内部統制方針」「内部管理方針」等の名称のいかんを問わず、検証することとしています。（経営管理脚注1）
2. なお、会社法の適用のない金融機関については、会社法上の要件を充足する必要はありませんが、当該金融機関の内部管理を適切に行う上での基本的な事項が適切に記載されているかを検証することになります。

【経営管理 I. 3. ④】

(2-4) I. 3. ④【新規商品等審査に関する取扱い】について、新規商品等はどのように決めるのですか。また、審査の主体・内容や方法についてはどのように考えればよいですか。

(答)

1. 新規商品等の導入は、従来の業務に加え、新たなリスクや法令上の問題を生じさせるものであり、その導入の可否や導入に伴う態勢整備について、入り口段階での慎重な検討が必要と考えられることから、その審査について検証の対象としたものです。
2. 新規商品等の定義は、この趣旨を踏まえ、各金融機関が定めるものですが、定義が狭く、審査がほとんど行われていない等、その機能が達成されていないと懸念される場合には、その定義の適切性を検証することになります。また、審査の主体・内容や方法も金融機関が決めていることを前提に、その審査の実効性を検証します。

(2-5) 「モニタリング」とは何ですか。

(答)

業務運営の状況やリスクの状況の報告を適時に受け、または調査させることによって、経営の現状を的確に把握し、方針の有効性・妥当性や全体としての態勢の実効性を検証することを意味しています。また、改訂金融検査マニュアルにおける「モニタリング」には、法令、方針、内部規程等に反する懸念のある行動を抑止することも含むものとしています。

【経営管理 I. 3. ③】

(2-6)「原資料」とは何ですか。

(答)

1. 取締役会等の議事録については、どのような議論がなされたか具体的に記載されていないなど簡潔に記載されていることがありますが、経営管理の観点からは、取締役会等における議案及び議事の内容の詳細な記録が残されていないならばその適切性を検証することができないため、「原資料と併せて」「議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。」を検証することとしました。
2. 原資料の例としては、例えば、議事録として整えられる前に作成された議事の詳細な記録、発言内容メモや、会議に提出された資料等が挙げられますが、これらに限られるものではなく、経営管理の観点から必要となるものを適切に保存及び管理しているかを検証するものです。

【経営管理 III. 1. ③】

(2-7)「監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか」とありますが、選任しなければならないのでしょうか。また、兼担者では適切ではないことになるのでしょうか。

(答)

適切な人材を適正な規模で確保することを求めているだけであり、「適正な規模」の解釈として、補佐のための人員がなくとも、監査役の職務を十分遂行できる場合や兼担者で十分に補佐業務が遂行できる場合には、補佐のための専担者を選任しなくとも不適切とするものではありません。

3. 法令等遵守態勢

【法令等 I. 2. ②(i)】

(3-1)「金融機関の様々な部署に散在する法令等遵守に関する情報」とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか。

(答)

1. 既に発生した法令等違反行為に関する情報以外にも、法令等違反の未然防止や再発防止に役立つ様々な情報を含みます。
2. 法令等違反の未然防止や再発防止に役立つ様々な情報とは、例えば、顧客サポート等管理責任者が把握する情報のうち、反復継続して起きる相談・苦情等の中でも特に法令等違反に結びつく懸念のある事例に関する情報などが挙げられます。

【法令等 I. 2. ②(iv)】

(3-2)「コンプライアンス統括部門が他の業務との兼務をする場合」とは、どのような場合のことをいうのでしょうか。例えば、コンプライアンス統括部門が内部監査部門の役割も有している場合、どのように判断すればよいですか。

(答)

コンプライアンス統括部門が、他の業務、例えば、内部監査に係る業務などを兼任しているような場合を想定しています。この場合に、営業推進部門等からの干渉を防止し、コンプライアンス統括部門の有する機能を阻害しない態勢になっているかを検証するものです。

【法令等 I. 2. ③(iii)】

(3-3)「コンプライアンス担当者」と「コンプライアンス・オフィサー」とはどのような違いがあるのでしょうか。

(答)

1. 「コンプライアンス・オフィサー」は、例えば、海外拠点等のようにコンプライアンス統括部門による日常のモニタリングが困難な事情のある場合に、当該拠点の法令等遵守を確保する役割を負うものとしています。
2. 一方、「コンプライアンス担当者」は、管理者やコンプライアンス統括部門と連携し、各業務部門の情報を収集し伝達するなど、モニタリングのための役割を負うものとしています。

【法令等 I. 2. ④】

(3-4)「コンプライアンス・マニュアルの重要な見直し」とありますが、具体的にどのような場合が重要な見直しに該当するのでしょうか。

(答)

1. 「重要な見直し」に該当するか否かについては、役職員の行動に実質的な影響を与えるものであるかがポイントになるものと考えています。例えば、金融機関の業務に関する法令改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直しであったとしても、法令改正の内容がいわゆる条ずれの範囲に留まるようなものであれば、当該法令改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直しは「重要」なものとは考えられません。
2. 他方、法令改正により、役職員が取るべき行動自体が変化するようなもの、具体的には新たな義務が課されるものや、禁止行為が新設される等の場合には、当然コンプライアンス・マニュアルもその内容が見直され、周知が図られなければ、金融機関の業務の適切性が確保できない可能性があると考えられ、こういった場合には「重要な見直し」といえるのではないかと考えられます。
3. いずれにしても、個別に事例に即して考える必要があります。

【法令等 III. 1. ②】

(3-5)「本人確認に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、本人確認に関する独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。

(答)

本人確認に関する責任者又は担当部署が果たすべき役割・機能が実効的に発揮されている限り、別の部署との兼任も可能と考えます。

【法令等 III. 2. ②】

(3-6)「疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、疑わしい取引に対応するための独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。

(答)

疑わしい取引に関する責任者又は担当部署が果たすべき役割・機能が実効的に発揮されている限り、別の部署との兼任も可能と考えます。

【法令等 Ⅲ. 3. ②】

(3-7) 「反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う部署の設置」とありますが、反社会的勢力に対応するための独立の部署を設ける必要がありますか。

(答)

反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う部署の果たすべき役割・機能が実効的に発揮されている限り、別の部署との兼任も可能と考えます。

【法令等 Ⅲ. 5】

(3-8) なぜ、リーガル・チェック等態勢をチェックすることとしているのですか。

(答)

法令等遵守の徹底を図るためには、金融機関が行う法的なリスクの高い取引や法令等遵守の観点から疑念のある取引等について、事前に検証するための適切な態勢を整備することが重要です。この観点から、金融機関がリーガル・チェック等に係る態勢を自ら整えているかを検証することとしたものです。

4. 顧客保護等管理態勢

【顧客 I. 1. ②(i)】

(4-1) なぜ、苦情処理ではなく、顧客サポート等という概念を新設したのでしょうか。

(答)

1. 「苦情」という整理では、

- ① 現場において「苦情」の概念を狭く捉えてしまうケース
- ② 「苦情」の概念を現場で判断することは難しく、本部に伝えるべきものが伝わっていないケース
- ③ 「苦情」だけでなく、経営改善のために経営陣に伝えるべき情報があってもそれが活かされないケース

等が見られたところでした。その結果として、早期の改善策実施により解決できたはずの問題が放置されているという事案が見られていました。

2. そこで、顧客サポート等という概念の導入により、「苦情」に限定せず、「相談・苦情等」という顧客からの声をどのように取り扱うか、どのように対処するかという観点から検証することとしました。

(4-2) 旧マニュアルにあった顧客管理は、改訂金融検査マニュアルではどのように整理されたのでしょうか。

(答)

顧客管理は、旧マニュアルにおいては、「金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。」とされており、法令等遵守及び事務リスクに分類されておりました。一方、改正前の金融検査評価制度においては、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」における項目とされておりました。

改訂金融検査マニュアルにおいては、改めて「顧客管理」として求められる機能を体系に沿って整理し、「法令等遵守態勢」における本人確認と疑わしい取引として位置づけました。

【顧客 II. 4等、オペⅢ. 3】

(4-3) 外部委託とオペレーショナル・リスクとの関係はどのようになっているのでしょうか。

(答)

顧客保護等管理態勢として位置づけた外部委託管理態勢は、原則として、顧客保護の観点から関係する外部委託に限っており、一般的な外部委託に関しては、オペレーショナル・リスク管理態勢において検証することとなります。

(4-4) 顧客保護については、他のリスク管理などとコンセプトが異なり、部門の設置を求めています。なぜこのようになっているのでしょうか。
また、具体的にどのような態勢を念頭においているのですか。

(答)

1. 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストは、現在の金融機関の顧客保護の取組みや組織体制のあり方が様々であること、金融機関による顧客保護のための自主的な取組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、柔軟な構造による検証を可能にするため、他のチェックリストとはやや異なる枠組みにしています。

例えば、各管理責任者の所属や専門部署の担当者の所属を例示することは、金融機関の取組みを固定化してしまう可能性もあり、ここでは明示していません。したがって、各顧客保護等の管理責任者に求められる役割・機能が実効的に発揮され、問題が生じていないかという観点から検証を行うこととなります。

2. なお、例えば、顧客説明管理責任者は、「顧客に対する適切な説明を確保する態勢を整備・確立するための顧客に対する説明の管理全般を統括する責任者」という位置付けとしています。このように、各顧客保護等の管理責任者は、基本的には、他の管理態勢における管理部門の管理者と同等のレベルの役割・責任を担うことを想定しております。

5. 統合的リスク管理態勢

【統合的 検証ポイント】

(5-1) 統合的リスク管理、「統合リスク管理」、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは何ですか。

(答)

1. 統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。
2. 「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって管理するものをいいます。
3. 「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは、例えば、各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価した上で、金融機関全体のリスクの程度を判断し、金融機関の経営体力（自己資本）と対照することによって管理するものをいいます。

【統合的 検証ポイント】

(5-2) 複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないのは、なぜですか。

(答)

1. 金融機関が採用すべきリスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものです。
2. 例えば、単純なリスクしか抱えていない金融機関が先進的な手法を採用することにより、かえって実効的なリスク管理ができなくなるおそれがありますので、リスクをコントロールする上で自らが活用しやすい手法によって管理すべきであると考えます。
3. また、金融機関のリスク・プロファイルによっては、複雑又は高度なリスク評価方法を採用するより、単純なリスク評価方法を採用した場合のほうがより高度

なりリスク管理を実現できる場合があると考えます。

【統合的 検証ポイント】

(5-3) 金融機関が採用しているリスク評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な統合的リスク管理態勢とはどういうことですか。

(答)

1. 複雑又は高度なリスク評価方法を採用する場合、経営陣及び管理者は、その複雑又は高度なリスク評価方法を十分に理解し、その弱点・限界を踏まえたリスク管理を行う必要があります。
2. また、採用した評価方法（評価手法、前提条件等）の妥当性について、定期的に又は必要に応じて随時、理論面及び実証面から検証を実施する態勢を整備する必要もあります。

【統合的 I. 1. ③、I. 2. ①】

(5-4) 統合的リスク管理に関して記載すべき項目を全て包含する独立した「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を策定する必要はなく、複数の方針等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいですか。

(答)

1. 複数の方針によって統合的リスク管理方針を代替する場合があります。その場合、各方針が網羅的かつ有機的に一体の統合的リスク管理方針として機能して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め金融機関が直面するリスクが総体的に捉えられ、自己管理型のリスク管理を行う上で適切な方針となっているかを検証します。
2. また、内部規程（統合的リスク管理規程）についても同様です。

【統合的 I. 2. ⑦、Ⅲ. 1. (5)②】

(5-5) 内部監査実施要領に記載すべき項目として例示している項目（I. 2. ⑦）と、統合リスク計測手法を用いている場合における内部監査の監査範囲として列挙している項目（Ⅲ. 1. (5)②）との関係はどのようになっているのですか。

(答)

1. 前者は、統合的リスク管理における内部監査の監査範囲の例示を記載していま

す。後者は、統合リスク計測手法を用いている場合の内部監査の監査範囲を記載しています。

2. 前者については、例示であることから、内部監査の範囲とするか否かは金融機関が、その必要性について検討し判断することになります。

(5-6)「リスク評価手法」と「リスク計測手法」とはどのような違いがあるのでしょうか。

(答)

1. 「リスク評価手法」とは、リスクの性質・傾向性、特性、大きさについて質的又は量的に分析し、損失の程度を判断する手法を指しています。

2. 他方、「リスク計測手法」とは、リスク評価手法の中でもリスクを量的に分析し、損失の程度を判断する手法を指しています。

【統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方】

(5-7)「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」の位置づけはどのようになっているのですか。

(答)

「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」は、統合的リスク管理態勢を検証するに際しての運用方針を示したものです。今後、当面の間はこの運用方針に基づいて実際の検証が行われることとなります。

【統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方】

(5-8)「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」における「より大規模かつ複雑なリスク」とは何ですか。

(答)

1. 「より大規模なリスク」は、金融機関全体のリスクに占める割合と市場規模に対する相対的大きさによって判断されます。

2. 「複雑なリスク」については、リスク・プロファイルによって総合的に判断されます。例えば、オプション等のデリバティブの複雑さをもって直ちにリスクが複雑であるとはいえないことに留意が必要です。

6. 自己資本管理態勢

【自己資本 検証ポイント】

(6-1) 「自己資本充実度の評価」とは何ですか。

(答)

「自己資本充実度の評価」とは、「金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己資本充実度の評価を行うこと」をいいます。

【自己資本 検証ポイント】

(6-2) 「統合的リスク管理部門が自己資本充実度評価の役割を担っている場合は、自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と統合的リスク管理態勢の検証項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として検証する」とありますが、統合的リスク管理態勢の検証項目で、（自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と）一体として検証する範囲とは、具体的にどの部分を指しているのですか。

(答)

統合的リスク管理態勢の検証に当たっては、統合的リスク管理態勢の検証項目に加えて、自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストに記載されている自己資本充実度の評価に係る全ての検証項目についても検証を行います。この際、自己資本充実度の評価に係る検証項目について問題点が認められた場合には、自己資本管理態勢の問題点として管理態勢を評価することになります。

【自己資本 I. 1. ④】

(6-3) 「資本計画等」とは何ですか。

(答)

戦略目標に照らして望ましい自己資本水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等が記載されている計画書を想定しています。

【自己資本 Ⅱ. 1. ③】

(6-4) 「自己資本管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか」とは、何に対するどのような牽制機能ですか。

(答)

他の部門に報告を求める、営業推進部門等の干渉を受けずに自己資本充実度の評価・モニタリングを行うなど、主にⅡ. 2 以降に記載している内容を適切に機能させるための牽制機能のことです。

7. 信用リスク管理態勢

【信用 I. 1. ③、I. 2. ①】

(7-1) 改訂金融検査マニュアルでは、「クレジット・ポリシー」に関する記述がありませんが、旧マニュアルにおける「クレジット・ポリシー」の概念は、改訂金融検査マニュアルにおいて、どこに組み込まれていると考えればよいのですか。

(答)

「クレジット・ポリシー」の概念は、「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規程」に包摂されていると考えて差し支えありません。なお、「クレジット・ポリシー」に方針や規程の内容が既に記載されているのであれば、「クレジット・ポリシー」をもって方針や規程と位置づけることも考えられます。

【信用 II. 1. ③】

(7-2) 信用リスク管理に関するシステムとしては、「与信に係る勘定系システム」、「信用格付の実施・管理システム」、「信用リスク量の算出・分析システム」、「信用リスク・アセットの算出システム」等が存在しますが、改訂金融検査マニュアルにおける「信用リスク管理システム」とは具体的にどのようなシステムを指すのですか。

(答)

「信用リスク管理システム」とは、信用リスク管理に係るシステム全般（エンド・ユーザー・コンピューティングによるものを含む）を指しています。具体的にどのようなシステムであるかは、金融機関により異なりますが、全体として業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高いシステムを整備することが必要であると考えられます。

【信用 II. 2. ①～③】

(7-3) 信用リスク管理部門と①審査部門、②与信管理部門、③問題債権の管理部門との関係はどのようになっているのですか。また、旧マニュアルにあった「与信監査部門」という表記が、なぜ、改訂金融検査マニュアルにはないのですか。

(答)

1. ①審査部門、②与信管理部門、③問題債権の管理部門の3つの部門を総称して信用リスク管理部門と位置づけています。なお、これらは必ずしも組織形態としての部門である必要はなく、機能として有効であるかを検証することとしています。

す。

2. また、旧マニュアルにあった与信監査という表記は、金融機関によって与信監査という言葉の捉え方が区々となっていたため削除しました。今般の改訂では、ミドルオフィスの機能としての与信管理部門の機能と、内部監査部門の機能とを整理し明確化しております。

【信用 Ⅱ. 2. ①】

(7-4) シンジケート・ローンの記載を追加した趣旨及び検証に際しての留意点は何ですか。

(答)

1. レンダーである金融機関において、自らが与信管理を行うために必要な情報をアレンジャー及びエージェントから入手する態勢になっておらず、リスク管理が結果的に不十分となっている例が見受けられています（平成 17 検査事務年度 金融検査指摘事例集 V. 2. (4) 参照）。そのため、今般の改訂では、信用リスク管理態勢に、例示として記載しました。
2. <顧客保護等管理態勢における検証 [顧客 Ⅲ. 2. (1) ④]>
例えば、アレンジャー業務における情報提供態勢について、紛争の未然防止のための態勢が整備されているかが検証項目となります。
3. <法令等遵守態勢における検証 [法令等 Ⅲ. 5. ①]>
例えば、同一スキームに、アレンジャー兼レンダーなど複数の立場で関与する場合等における利益相反性についての検討が必要な事案として、慎重な検討がなされる態勢となっているかが検証項目となります。

【信用 Ⅲ. ③】

(7-5) 「大口与信先」の定義はありますか。例えば、オフサイト・モニタリングにおける定義と同一のものとするのも差し支えないですか。

(答)

1. 金融機関の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先がどのような先であるかは、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて金融機関が自ら定義すべきものであり、各金融機関において定められた合理的な基準により抽出・把握することとなります。
2. 金融機関が検討した結果として、オフサイト・モニタリングと同一の定義にな

るといふことは差し支えありませんが、オフサイト・モニタリングと同一の定義であることをもって、自動的に適切と判断されるわけではありません。

8. 資産査定管理態勢

【別表1 P3 1. (3) 自己査定結果の正確性の検証】

(8-1) プロジェクト・ファイナンスの査定における「見做し債務者区分」の定義はどのようなものですか。また、「見做し債務者区分」を付す理由は何ですか。

(答)

1. 「見做し債務者区分」とは、プロジェクトをあたかも債務者のように見做し、これに債務者区分を付すことです。
2. 現状でも多くの金融機関は、プロジェクト・ファイナンスに対して一般事業法人と同様に債務者区分を付しています。基本的にこの場合が見做し債務者区分を付すということに当たります。
3. なお、今回の改訂はプロジェクト・ファイナンスにおける回収の危険性の度合いをより明瞭化する観点からのものであり、基本的考え方を変更するものではありません。

【別表1 P19 1. (7) 自己査定基準の適切性の検証】

(8-2) プロジェクト・ファイナンス債権の回収の危険性の度合いの検証に用いるLTV、DSCRとは何ですか。

(答)

1. LTV（ローン・トゥー・バリュー）とは、借り入れ等の負債金額を資産価値で割った負債比率のことをいい、この数値が低いほど、価格変動に対する対応力が高く、損失の発生する可能性は低いとされています。
2. DSCR（デット・サービス・カバレッジ・レシオ）とは、各年度毎の元利返済前のキャッシュ・フロー、すなわち純収益が当該年度の元利支払所要額の何倍かを表す比率のことをいい、この数値が高いほど、ローンに係る元利金支払に関する安全性が高いことを示すとされています。
3. なお、今回の改訂では、プロジェクト・ファイナンス債権の回収の危険性の評価に際して、現時点において、一般的に認識されている指標である、LTV、DSCRをはじめ、合理的な手法で行う必要があることを明記したところです。

【別表1 P11 1. (4) ② 自己査定基準の適切性の検証】

(8-3) 一般担保における動産債権担保の取扱いを明記した目的は何ですか。

(答)

一般担保は「優良担保以外の担保で客観的な処分可能性のあるもの」と定義されており、従来からも動産等について認められないというわけではありませんでした。しかしながら、金融検査上の取扱いが不明確であるという声もあることを踏まえ、その不透明感を払拭する観点から、適切な管理がなされている動産・債権については、一般担保として認められることを明記したものです。

【別表1 P11 1. (4) ② 自己査定結果の正確性の検証】

(8-4) 「対抗要件が適切に具備されている」とは具体的にどのようなことを想定しているのですか。

(答)

対抗要件の具備は担保としての最低限の条件ですが、ここでは、少なくとも、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」における動産譲渡登記あるいは債権譲渡登記を行っていることを想定しています。

【別表1 P12 1. (4) ② 自己査定結果の正確性の検証】

(8-5) 「客観性・合理性のある評価方法」とは具体的にどのような評価が該当するのですか。外部専門機関による評価のことを意味するのですか。

(答)

例えば、適切な市場の存在などにより価格が標準化されている場合などには、「客観性・合理性のある評価方法」による評価と考えると差し支えないものと想定されます。なお、必ずしも外部専門機関による評価に限られるものではありません。

【別表1 P12 1. (4) ② 自己査定結果の正確性の検証】

(8-6) 「当該動産につき適切な換価手段が確保されていること」とは具体的にどのようなことを想定しているのですか。

(答)

「適切な換価手段が確保されている」例としては、典型的には、適切な市場が存在し、かつそこへのアクセスに特段の支障がないと考えられる状況や、その他信頼のおける処分ルートが確保されている場合が想定されます。

【別表1 P11 1. (4) ② 備考】

(8-7) 一般担保として不適格なものとしてどのようなものがありますか。

(答)

保安林・道路・沼などは基本的に「客観的な処分可能性のあるもの」という要件を満たさず、一般担保としては不適格なものであると考えられます。これらについて、一般担保としている事例が認められたため、周知の観点から今回の改訂で不適格な旨明記したものです。

【別表1 P12 1. (4) ③ 自己査定結果の正確性の検証】

(8-8) 「担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などとの整合性」など多面的な視点から検証を行うとありますが、償却・引当などとの整合性とは具体的にどのようなことを意味しているのですか。

(答)

1. 担保評価と償却・引当とは表裏一体の関係にあるため、担保評価を検証する際には、償却・引当基準等との関係をも考慮することが必要であると考えられます。
2. 昨今の検査において、過年度の償却・引当（貸倒実績率等）データにおける破綻懸念先に対する債権の毀損実績を検証したところ、不動産担保評価の問題等からⅢ分類額を超える毀損実績が認められているにも関わらず、原因分析が不十分なことから、適正な償却・引当額が算出されていない事例等が認められているところです。したがって、担保評価に基づく分類額及び償却・引当額と過年度の償却・引当のデータとの不整合などが認められる場合には、今後の償却・引当額の算出等への影響も懸念されることから、検査に当たっては特に留意する必要性があるとの趣旨から記載を追加したものです。

【別表1 P12 1. (4) ③ 自己査定結果の正確性の検証】

(8-9) 土壌汚染、アスベストの評価については、具体的な評価基準や評価手法は確立されておらず、また影響度についても売買事例などの実例が乏しい中で、本記載を追加した理由は何ですか。

(答)

1. 土壌汚染、アスベストについては、担保評価に際して留意すべき基本的事項であると考えられるため、今般明確化の観点から記載を追加したものです。
2. どこまで実際に調査を行うかについては、問題発生 of 蓋然性の高さや、債務者の状況によって様々であり一概に申し上げることは困難ですが、例えば、問題が明らかになっている場合において、それを勘案しないということは、担保の目的

に照らし、適当でないものと考えます。

3. なお、一定の評価基準や評価手法に基づく評価や、売買事例などに基づく影響度評価といったことを、直ちに全担保に網羅的に適用し、再評価を行うべきという趣旨ではありません。

【別表1 P13 1. (4) ③ 自己査定結果の正確性の検証】

(8-10)「賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する」と改訂したのはどのような理由からですか。

(答)

1. 賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、その収益性に着目した取引が多いことから、これを原則とすることを明確化することがその趣旨であり、収益還元法による評価に基づく価格のみによることを可としているものではありません。例えば、資料の限界などにより、収益還元法による評価の信頼性が乏しい場合には、原価法や取引事例による評価によってこれを補うことを想定しています。
2. なお、金融機関が有するすべての収益担保物件について、精緻な収益還元法による評価をこの際求めることとするという意味の改訂ではありません。

【別表1 P14 1. (4) ④ 自己査定結果の正確性の検証】

(8-11)「裁判所による最低売却価額」を「競売における買受可能価額」と改訂を行った理由は何ですか。

(答)

1. 裁判所の競売手続における最低売却価額制度に関して、民事執行法の改正（平成17年4月1日施行）によって、従来の最低売却価額に相当する「売却基準価額」から2割を控除した額を「買受可能価額」とすることとなり、買受申出は、この価額以上とされたことに伴い今回改訂を行いました。
2. したがって、債権保全の観点から、より回収が確実と見込まれる額として、買受可能価額を処分可能見込額としたものです。

【別表1 P14 1. (4) ④ 自己査定結果の正確性の検証】

(8-12) 依頼方法等に留意する理由は何ですか。

(答)

依頼方法、依頼先との関係に留意する理由は、例えば、鑑定先に自己に都合の良いデータを示し特定の価格で評価することを求めたり、関係の深い鑑定評価先に、恣意的な評価を算出してもらおう等、評価の算出にあたり不適切な事例が見受けられたことを踏まえ、これらの点に留意することについて検査官に周知する目的から記載を追加したものです。

【別表1 P14 1. (4) ④ 自己査定結果の正確性の検証】

(8-13) 担保処分可能見込額の掛け目に関する記載振りが改訂されましたが、その趣旨は何ですか。

(答)

1. 不動産担保に係る処分可能見込額の算出における掛け目について、旧マニュアルでは、掛け目が合理的であるかを検証するとしながらも、なお書きで、評価額の70%という掛け目以下の場合には妥当なものと判断して差し支えないとしていました。
2. このため、掛け目の合理性についての検討が乏しいまま、安易に70%を乗じてそれを処分可能見込額としている例などもみられました。これが担保評価能力向上の妨げの一因となっている可能性があることや、マニュアル検査開始以後一定の経験の蓄積が進んだことも踏まえ、70%以下であれば差し支えないという記載を変更し、処分実績や近隣取引事例などが少ないとの事由により掛け目の合理性が確保されない場合に限り、70%以下という掛け目を用いても差し支えないという記載に変更したところです。さらに、その趣旨を明確にする観点から、「安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する」ことを明記しました。

【別表1 P16 1. (5) ② 自己査定結果の正確性の検証】

(8-14) 保証が当該金融機関の子会社による場合において、「その支援等を控除した場合等の状況」とは具体的にはどのようなことですか。また、一般保証と判断する上で、それをどのように踏まえるのですか。

(答)

保証能力の検証に当たっては、当該事業会社の実態を十分に把握することが必要ですが、保証が子会社によるものである場合には、仮に親会社からの支援等がなかった場合の当該会社の状況を勘案することが、十分な実態把握につながる場合も想定されるため今回例示したものです。なお、「支援等」には保証料の補給や

増資、その他実質的に支援に類似する行為を想定していますが、保証能力はこれらの実態を踏まえ総合的に勘案し判断することになります。

【別表1 P28 2. (3) ① 自己査定基準の適切性の検証】

(8-15) 金融機関が引き受け、自己で保証を付している私募債（以下「金融機関保証付私募債」という。）について、検証項目を追加した背景及び理由は何ですか。

(答)

1. 近時、金融機関自らが保証を付した私募債の発行・引受が増加しており、そのリスク管理の重要性が高まっています。一方、当該私募債については、債券であることに加え、実質貸出金としての性格や自ら保証を付しているといった商品特性を有していることから、金融機関において、当該私募債に係る経理処理や、査定・引当処理の取扱いが区々となっていました。
2. このような現状を踏まえ、当該私募債の取扱いを明確化する観点から、今回の改訂を行ったところです。

【別表2 P15 3. 償却・引当基準の適切性の検証】

(8-16) 金融機関保証付私募債のみに限定するのではなく、与信目的で保有する時価がない債券で信用リスクがあると判断される場合についても、同様に引当等の処理をして差し支えありませんか。

(答)

金融機関保証付私募債の取扱規模の増大を踏まえ、当該私募債を保有している場合についての改訂となっていますが、金融機関自ら当該私募債以外の時価のない債券についても、信用リスクがあると判断し実態に即して引当金を計上することは、否定されるものではないと考えられます。

【別表2 P15 3. 償却・引当基準の適切性の検証】

(8-17) 金融機関保証付私募債に関して、既に保証（支払承諾見返）部分を発行会社の信用リスクに応じて分類し、それに応じた引当または直接償却を行っていても、別途、当該私募債について分類、引当あるいは直接償却を行う必要があるのですか。

(答)

1. 今回の改訂は、金融機関自らが保証を付した私募債を保有している場合の取扱いを明確化する観点から行ったものです。債券であっても、貸出金と同様の信用

リスクを抱えているものについては、貸出金同様の償却・引当を行なうことが適切であると考えられることから、実質貸出金の振替として与信の性格を有する当該私募債について、「貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する」こととしました。

2. なお、既に「支払承諾見返」に対して引当金を計上している場合も、基本的には、信用リスクに応じて適切な償却・引当等を行っているものと考えられますが、当該私募債に係る「支払承諾」「支払承諾見返」の経理処理が変更されることに伴い（【注】平成 19 年 2 月 6 日付「『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）』の公表について」を参照）、上記の対応に統一される見込みです。

【別表 2 P15 3. 償却・引当基準の適切性の検証】

(8-18) 金融機関保証付私募債に係る償却・引当について、貸付債権と一体の方法で償却・引当を行うことを求めています。一体とはどのようなことですか。また、貸付債権と債券で区分する方法により適切に償却・引当を行うことを金融機関が合理的に説明できる場合等においては、これ以外の合理的な方法によることは認められるのですか。

(答)

1. 一体とは、償却・引当結果の正確性の検証欄に記載のあるように、当該私募債の引当金算定に当たって、貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させ、償却・引当の算定を行なうことをいいます。
2. 適切かつ合理的な方法による償却・引当が行われることは否定されませんが、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合、債券であっても、実質貸出金としての性格を有し、貸出金と同様の信用リスクを抱えているものについて、貸付債権と一体の方法により償却・引当を行うことが適切であると考えられることから、「貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する」こととしています。

【別表 1 P25 1. (11) ② 備考】

(8-19) 「貸出条件緩和債権関係 Q & A」を参照する旨を追加した理由は何ですか。

(答)

従来より、要管理先債権の検証に当たっては、金融検査マニュアルに加え、別途公表されている、「貸出条件緩和債権関係 Q & A」を参照していましたが、この点を周知する観点から記載を追加したものです。また、「金融検査マニュアル別冊

〔中小企業融資編〕についても同様です。

【別表1 P31 4. (2)】

(8-20) 動産や不動産に対する検証項目を変更(減損会計に係るものを追加)した理由は何ですか。また、当該減損は期中に行われることもありますが、どのように検証するのですか。

(答)

1. 平成17年4月1日から始まる事業年度から適用が開始された減損会計について、その趣旨を十分に踏まえて減損適用に係る検証を行うよう検査官に周知するため、明確化の観点から記載を追加したものです。
2. また、検査に当たっては、減損会計を自己査定前の手続とするか否かにかかわらず、基準日時点において減損対象となるものが適切に減損処理が行われているかという点を検証することになります。(なお、期中に切り放し済みの減損額を期末の簿価に戻し入れることを求めるものではないことに留意願います。)

【別表2 P2 1. (1) 償却・引当基準の適切性】

(8-21) 別表2の償却・引当基準の適切性の検証欄に「商品の特性格」を追加したのはなぜですか。

(答)

簡易な審査手法で融資実行されている住宅ローンやビジネスローンといったものの中には、その商品の特性により、デフォルト実績が他の商品と大きく異なっている場合もあります。そのような場合、商品の特性に着目した方がより適切な予想損失額を算定できる場合もあることから、グループの一例として、住宅ローンやビジネスローンといった「商品の特性格」に着目することを追加しました。

【別表2 P2 1. 備考】

(8-22) デット・デット・スワップの債権に対する貸倒引当金の算定方法について、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月日本公認会計士協会)を参照する旨、備考欄に追加した趣旨は何ですか。

(答)

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に記載のあるデット・デット・スワップの会計処理について、従来より「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月日本公認会計士協会)を参照していましたが、この点を周知する観点から

追加したものです。

9. 市場リスク管理態勢

(9-1) 市場リスク管理の対象に関する変更点とは、どのようなものですか。

(答)

1. 今回、市場関連リスク管理態勢から市場リスク管理態勢へと名称を変更し、「関連」部分を各リスク管理態勢に移し、管理対象の整理を行いました。
2. 具体的には、以下のとおりとなります。
 - 顧客リスクの管理体制 → 顧客保護等管理態勢へ
 - 市場流動性リスク → 流動性リスク管理態勢へ
 - 事務管理 → オペレーショナル・リスク管理態勢へ
 - 市場取引に係る信用リスクの管理 → 信用リスク管理態勢へ

【市場 検証ポイント】

(9-2) 市場リスクの定義が変更されていますが、なぜですか。

(答)

1. 金融機関の経営に影響を与える市場リスクは、資産及び負債（オフ・バランスを含む）に対して「現在価値」「期間収益」の双方の観点で捉える必要があることを明確化するため、リスクの定義を変更しました。（下線部が変更点）

(改訂前)

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクである。なお、市場リスクは以下の3つのリスクからなる。

(改訂後)

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクである。なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクからなる。

2. なお、「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」の3つに分類されないリスクが存在しうることや区分の方法は他にもあることなどを考慮して、「主な市場リスク」という表現に変更しました。

(9-3) GD、CD、EUの3類型を廃止していますが、その影響を受ける項目はありますか。

(答)

1. 旧マニュアルにおいて3類型が記載されているのは、主に「顧客リスクの管理体制」「時価・リスク量の把握」「市場取引に係る信用リスクの管理」の箇所です。今回の改訂では、市場リスク管理の対象の整理を行い、「顧客リスクの管理体制」については顧客保護等管理態勢に、「市場取引に係る信用リスクの管理」については信用リスク管理態勢に移しました。したがって、3類型廃止の影響を受けるのは、上記のうち「時価・リスク量の把握」のみとなります。
2. 今回の改訂においては、「時価・リスク量の把握」に対応する箇所である「市場リスクの特定・評価」において、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク管理が必要であることを明記することにより対応を図るものとなりました。

【市場 Ⅲ. 4.】

(9-4) 市場リスク計測手法に関する主な変更点はどのようになっていますか。

(答)

1. マーケット・リスク規制上の内部モデルのみではなく、金融機関が内部管理で使用している全ての市場リスク計測手法の検証に対応するため、旧マニュアルの「内部モデルの確認検査用チェックリスト」の内容を拡充し、市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリストへと移動させました。
2. 対象範囲についての変更点は以下のとおりです。

＜対象計測手法＞

(旧) トレーディング勘定の内部モデル、バンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデル

(新) 金融機関が使用している全ての市場リスク計測手法

＜対象リスク＞

(旧) トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の金利リスク、為替リスク及びコモディティ・リスク

(新) 金融機関の保有する全ての市場リスク

(参考)

＜「内部モデルの確認検査用チェックリスト」の検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲＞【改訂前】

自己資本比率におけるマーケット・リスク相当額を算出するために銀行法に基づき当

局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリスク計測モデルも対象とする。なお、金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

3. 検証項目については、対象範囲の変更に関わるもの、旧マニュアルにおいて対象ではあったが検証項目として記載がなかったものを拡充しています。

【市場 I. 2. ②】

(9-5) 限度枠管理には、具体的にどのような手法がありますか。

(答)

1. 限度枠の設定には、ハード・リミットとソフト・リミットがあります。ハード・リミットとは、枠を超過した場合、強制的にポジションやリスクを削減するものをいい、ソフト・リミットとは、必ずしも強制的なポジションやリスクの削減を求めず、その後の対応について取締役会等が協議・判断するものをいいます。
2. また、必要に応じ、限度枠の手前に、警告水準としてのアラーム・ポイントを設定することもあります。

【市場 II. 2. (1)② (iv)】

(9-6) プライシング・モデル等の妥当性については、市場リスク管理部門が確保しなければならないのですか。

(答)

1. リスク評価のために用いるプライシング・モデルについては、あくまでもリスク管理に用いる以上、市場リスク管理部門がその妥当性を確保する必要があります。
2. もっとも、例えば、実際の作業について市場部門との牽制機能の働く財務部門等が行うことを否定するものではありません。しかしながら、最終的な責任は市場リスク管理部門が負うべきであると考えます。

【市場 III. 1. ⑥ (iii)】

(9-7) 「期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか」とありますが、その趣旨は何ですか。

(答)

不自然な損益が計上されていないか、ディーラーの不適切な取引、事務処理ミスを行っていないか等の観点から精査・分析を行うことを想定しています。

【市場 Ⅲ. 3.】

(9-8) 改訂金融検査マニュアルでいう「ファンド」とは、どのような範囲を想定しているのですか。

(答)

ヘッジファンド、私募ファンド、投資信託等様々なものを対象としており、本チェック項目については、そのファンドの特性に応じたリスク管理を求めています。

【市場 Ⅲ. 3. (2)①】

(9-9) 「監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理」とありますが、何をもちいてリスク管理ができているとみなすことができますか。定期的にリスク量を把握し、十分なリスク資本と対比することでリスク管理可能と考えられますか。

(答)

1. 適切なリスク管理とは、適切にリスクを特定・評価し、適切にモニタリング、適切にリスクをコントロールすることをいいます。
2. 定期的にリスク量を把握すること、十分なリスク資本と対比することで評価する等はリスク管理の1つであると考えます。ただし、採用しているリスク量の把握方法やリスク資本対比の方法などが金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切なものであるかについては個別に検証する必要があります。

【市場 Ⅲ. 4. (2)② (iii)】

(9-10) 「取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか」とは具体的にどのようなことですか。

(答)

ストレス・テストの結果次第では、リスク計測手法の変更やリスク限度枠の設定方法の変更が必要になるなどリスク管理プロセス（リスクの特定・評価、モニタリング、コントロールの方法）を見直す必要が出てくると考えます。また、こ

これらの方針を定めている市場リスク管理方針を見直す場合もあると考えます。

【市場 Ⅲ. 4. (7)② (v)】

(9-11) 「市場リスク計測手法の算出結果（例えば、VaR（バリュー・アット・リスク））を業績評価のために活用しているか」とありますが、その趣旨は何ですか。

(答)

本チェック項目はリスク管理の実効性を確保するためにはリスク・リターンとの関係を踏まえたパフォーマンス評価等を行うことが必要であるとの観点からの検証項目であり、特定目的の業績評価に当たっての利用について述べているものではありません。

【市場 Ⅲ. 4. (14)】

(9-12) 「市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者」とは、どのようなものですか。

(答)

1. 例えば、市場リスク計測手法を開発した者でないことや、市場リスク計測手法を開発した者から干渉を受けることがないことなど、実質的に、客観性が担保できる立場であることが必要と考えます。
2. この趣旨が担保できているのであれば、「市場リスク計測手法の開発から独立した者」とは、組織なのか、人なのかは問いません。

【市場 Ⅲ. 5. ③ (iii)】

(9-13) 「モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況」については、外部監査等に対応済の場合、不要とすることができますか。

(答)

1. 本チェック項目は、モデル開発業者の管理という観点で記載しています。したがって、外部開発業者が行っている計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられるようにする必要があると考えます。
2. 妥当性の検証を外部監査等によって行っている場合、金融機関がモデル開発業者から報告を受ける必要性は低下することもあると考えられます。

10. 流動性リスク管理態勢

(10-1) 流動性リスク管理態勢における主な改訂点はどのようなものとなっていますか。

(答)

1. まず、「市場流動性リスク」について、旧マニュアルでは市場関連リスク管理態勢で扱っていましたが、流動性リスク管理態勢の対象範囲としました。
2. また、旧マニュアルにおけるリスク管理部門と資金繰り管理部門の役割・責任について、ミドル・オフィスとしての「流動性リスク管理部門」と資金繰りの運営を行う部門としての「資金繰り管理部門」に整理し、それぞれの役割・責任を明確化しました。

【流動性 I. 1. ②】

(10-2) 「流動性戦略」とは何ですか。

(答)

1. 「流動性戦略」とは、金融機関の業務を行う上での資産・負債（オフ・バランスを含む）の流動性にかかる長期的な計画のことをいい、例えば、流動性リスク管理方針に基づき具体的に定められる流動性リスクの限度枠や流動性危機時の調達手段、対応を含めると考えます。
2. 他方、流動性リスク管理方針とは、流動性リスク管理の原則であると考えます。

11. オペレーショナル・リスク管理態勢

【オペ 全般】

(11-1) 改訂金融検査マニュアルにおけるオペレーショナル・リスクの定義とは何ですか。また、改正前の金融検査評価制度におけるオペレーショナル・リスクと違いはあるのでしょうか。

(答)

1. 改訂金融検査マニュアルにおいて、オペレーショナル・リスクとは、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下「告示」という。)の第307条第2項第3号に規定する自己資本比率の算定に含まれる分及び金融機関の内部管理上オペレーショナル・リスクと定義したリスクと定義しております。
2. 改正前の金融検査評価制度上におけるオペレーショナル・リスクとは、旧マニュアルの事務リスクとシステムリスクを併せたものと定義しておりました。
3. 改訂金融検査マニュアルにおけるオペレーショナル・リスクの範囲としては、事務リスクやシステムリスク以外にも、その他オペレーショナル・リスクとして例えば、法務リスク、人的リスクなども含まれることに留意する必要があります。

(参考)

告示第307条第2項第3号

「オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険をいう。」

【オペ 全般】

(11-2) オペレーショナル・リスクの総合的な管理とはどのようなことですか。

(答)

1. オペレーショナル・リスクの特徴として、金融機関が業務を継続していく上で常に伴うリスクであり、あらゆる業務・部署で顕在化する可能性があります。
2. また、オペレーショナル・リスクは、他のリスクに波及したり、複数のオペレーショナル・リスクが同時に顕在化したりと連鎖的に増大する性質があります。
3. そこで、オペレーショナル・リスクについては、金融機関全体として、何を管理対象とすべきか考え、重要なオペレーショナル・リスクを見落としていないか

監視し、全体の状況がどうなっているかを俯瞰（鳥瞰図）的にみてチェックし、管理する必要があると考えられます。このことをオペレーショナル・リスクの総合的な管理といいます。

【オペ 全般】

(11-3) オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢を検証する上でどのような点に留意する必要があるのですか。また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をする上で、必ず定量（計量）化しなければならないのでしょうか。

(答)

1. 金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに加え、金融機関が採用しているオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法の複雑さや高度化の水準に見合った適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が整備されているかを検証します。
2. なお、金融機関が採用すべきオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法の種類や水準は、複雑又は高度なものから、自己資本比率におけるオペレーショナル・リスク量を算出する際の基礎的手法・粗利益配分手法といった簡易なものまであります。
3. 金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するオペレーショナル・リスクの複雑さに見合った定量（計量）化手法かどうか重要であり、複雑又は高度な定量（計量）化手法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する必要があります。

【オペ 全般】

(11-4) オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢において、基礎的手法採用行、粗利益配分手法採用行に求められるレベルの違いはありますか。

(答)

1. 本チェックリストにおいては、金融機関が、告示で定められているどの手法（基礎的手法、粗利益配分手法及び先進的計測手法）を採用しているかに関係なく、当該金融機関における業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なオペレーショナル・リスク管理態勢が整備されているかどうかについて検証することになります。
2. 告示に記載されている粗利益配分手法や先進的計測手法の使用に係る定性面・

定量面からの承認基準が満たされているからといって、必ずしも適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備がなされているとはいえないことに留意する必要があります。

【オペ I. 2.】

(11-5) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門とはどのようなものですか。また、必ず独立した部門を設置しなければならないのでしょうか。

(答)

1. オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門とは、金融機関におけるオペレーショナル・リスクに関する情報を収集、管理、分析、検討して、適切に措置・対応等を講じるため、各オペレーショナル・リスク管理部門（事務リスク管理部門、システムリスク管理部門及びその他オペレーショナル・リスク管理部門）を総合的に管理する部門のことです。
2. 各リスク管理部門が行う業務にもオペレーショナル・リスクはありますので、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、例えば、市場リスク管理部門や信用リスク管理部門の場合のように市場部門、営業推進部門等に対する牽制が機能しているだけでは不十分であり、リスク管理部門も含めた各業務部門に対する牽制機能が発揮される態勢となっていることが必要となります。
3. また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門を必ずしも独立した部門として求めているものではなく、例えば、統合的リスク管理部門において、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を行っている場合等、他のリスク管理部門においてオペレーショナル・リスクの総合的な管理を担当する場合には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て当該部門を設置する場合と同様の機能を備えていることが必要であると考えます。

【オペ II. 2. (1) ③ (i)】

(11-6) オペレーショナル・リスクの定量（計量）化において、基礎的手法や粗利益配分手法を使用している場合であっても、掛目の合理性を検証しなければならないのでしょうか。

(答)

1. オペレーショナル・リスクを内部管理する上で、自己資本比率を算出する際の手法（基礎的手法・粗利益配分手法）の掛目を使用し、オペレーショナル・リスクを定量（計量）化しているからといっても、必ずしも適切であるとは限らない

と考えます。

2. しかしながら、そのような方法が、当該金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らし、不適當となるような特殊事情がないということであれば合理的に設定されているものとして問題はないと考えます。
3. 不適當となるような特殊事情とは、例えば、当該金融機関のオペレーショナル・リスク量と、オペレーショナル・リスク損失額とを比較し、損失額がリスク量を超えるような事象が多発していることなどが考えられます。
4. なお、財務諸表の指標（粗利益、経費等）等に一定の掛目を掛けてオペレーショナル・リスク量を算出する場合についても、使用する指標の種類や掛目の水準を合理的に設定し、また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理水準の向上、内外環境の変化、影響の大きい内部損失の発生等に応じて、指標や掛目を適切に見直すことは必要と考えます。

【オペ 別紙1 事務リスク全般】

(11-7) 事務リスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。

(答)

1. 事務リスク管理部門の役割・責任について、「事務統括」、「事務指導」といった2つの機能に分けて整理しました。〔オペ 別紙1 II. 2. 〕
 - ・事務統括部門：事務規程の整備
監査結果、不祥事件、業務上の事故、苦情・問い合わせ等で把握した問題点の発生原因分析・再発防止策の検討
自店検査等の実施基準等の策定
自店検査結果の報告を受け、分析・検討 等
 - ・事務指導部門：各業務部門及び営業店等に対する事務指導及び照会事項への対応 等
2. (1) 旧マニュアルにおいては、「法令等遵守態勢」、「リスク管理態勢（共通）」及び「市場関連リスク管理態勢」に記載しておりました職場離脱（1週間以上の連続休暇）や人事ローテーションの検証項目を、事故防止の観点から、「事務リスク管理態勢」に集約しました。
(2) 金融機関における派遣職員が増加し、また、正職員と同様の職務を行っているという実態に鑑み、事故防止の観点から、派遣職員に係る適切な人事管理を行っているかについて検証項目を新設しました。
【オペ 別紙1 II. 1. ③（v）（vi）】

3. 旧マニュアルにおける「市場関連リスク管理態勢」の中に記載しておりました「市場取引の事務管理態勢」に係る検証項目を事務リスク管理態勢のチェック項目に移行しました。【オペ 別紙1 Ⅲ. 2.】

【オペ 別紙2 システムリスク全般】

(11-8) システムリスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。

(答)

1. 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」を踏まえ、ATMに係るシステムの安全性の確保及びキャッシュカード等の不正利用の未然防止措置の実施状況を検証するための主な項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 1. (5)】
2. 預金保険法に基づく名寄せを行う態勢が整備されているかについて、主な検証項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 4.】
3. 金融機関からの正規のメールやWebサイトを装い、暗証番号等を搾取するフィッシング詐欺への対策が講じられているかについて、主な検証項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 1. (4) (ix)】
4. 銀行法が改正され、平成18年4月以降から、必要に応じ、業務委託先に検査を実施することが可能となったことから、特にシステム関係の業務委託先を検査する際の主な検証項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 5】

【オペ 別紙3 2.】

(11-9) その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門とはどのようなものがありますか。

(答)

1. その他オペレーショナル・リスクとは、当該金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクのことであり、それらを管理するのが、その他オペレーショナル・リスク管理部門です。
2. 主なその他オペレーショナル・リスク管理部門は、以下のとおりです。
 - (1) 法務リスクを管理する部門
顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損

害賠償金等を含む) など、当該金融機関が法務リスクとして定義したものを管理する部門。

(2) 人的リスクを管理する部門

人事運営上の不公平・不公正及びセクシュアルハラスメントなどの差別的行為から生じる損失・損害など、当該金融機関が人的リスクとして定義したものを管理する部門。

(3) 有形資産リスクを管理する部門

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害など、当該金融機関が有形資産リスクとして定義したものを管理する部門。

(4) 風評リスクを管理する部門

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害など、当該金融機関が風評リスクとして定義したものを管理する部門。

3. なお、2. に記載している主なその他オペレーショナル・リスク管理部門については、組織形態としての部門である必要はなく、機能として有効であるかを検証することとしています。

【オペ 別紙3 その他オペ 2. (4)】

(11-10) 風評リスクについては、バーゼルⅡ第1の柱のオペレーショナル・リスクの定義に含まれていませんが、当該リスクまでオペレーショナル・リスク管理態勢のチェックリストの検証範囲となるのでしょうか。

(答)

1. 風評リスクについては、バーゼルⅡの第1の柱（自己資本比率の算定）のオペレーショナル・リスク量には含まれません。
2. しかしながら、例えば、オペレーショナル・リスクが顕在化した結果、評判が悪化したり、また、悪い評判が立つことにより、オペレーショナル・リスクにつながるなど、オペレーショナル・リスクと風評リスクは、密接な関係もしくは同時波及的な関係にあり、総合的に管理することが必要と考えます。
3. 金融機関の内部管理上、風評リスクを何らかの理由で、オペレーショナル・リスクとして定義するのではなく、その他のリスクとして定義し管理している場合においても、オペレーショナル・リスク管理態勢の該当項目に基づき検証することとなります。
4. さらに、その他のリスクとして風評リスクを管理した上で、統合的リスク管理部門が、風評リスクとオペレーショナル・リスクを総合的に管理しているかを検

証することとなります。

(以 上)